

不適合管理委員会報告情報
平成17年12月22日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成17年12月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	格納容器貫通計装配管の破断検出データ記録装置において、印字不良が認められたため、点検・修理	
2	1号機	原子炉保護系トリップチャンネル盤設置の主蒸気管周囲温度計(D)において、デジタル表示部に表示不良が認められたため、当該部を点検・修理	
3	2号機	制御棒駆動水ポンプの入口ストレナ差圧計(DPIS-3-246)において、指示不良(ゼロ点ずれ)が認められたため、当該差圧計を点検・校正	
4	3号機	タービン建屋復水脱塩装置エリア及び高圧復水ポンプ(B)エリア等において、配管サポート部のUボルト用ナットのゆるみ及び外れが認められたため、当該サポート部を点検・調整	
5	3号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器海水側差圧指示計(DPI-54-200)において、均圧弁及び検出元弁付近(H側・L側)に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
6	3号機	復水器連続細管洗浄装置(3B)ボール循環ポンプ吸込弁(38-C14B)において、モータブラケットにひび割れが認められたため、当該部を点検・修理	
7	4号機	タービン建屋床ドレンサンプにおいて、「ライニング漏えい」の表示が発生したため、当該漏えい検出器及びサンプピットを点検・清掃	
8	6号機	発電機水素ポンベ(A-12)出口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
9	6号機	制御棒停止時機能検査において、CR38-39連続挿入時、動作不良が認められたため、原因を調査	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	集中環境施設	高圧圧縮設備動作確認時、金型移動シリンダー部より潤滑油の微量リークが認められたため、当該部を点検・修理	
11	集中環境施設	造粒固化体貯槽排気放射線モニタにおいて、ろ紙送り機構にて低速モータ選択時に、「ろ紙送り装置異常」の表示が発生し、巻き取り不良が認められたため、当該低速モータを点検・修理	
12	その他	海生物処理設備の急速ろ過器排水弁点検時、制御空気出口配管において、エアリークが認められたため、当該配管を交換	
13	その他	海生物処理設備曝気攪拌ブロワ(A)電動機のシャフト寸法測定時、負荷側及び反負荷側ジャーナル部に管理値外れが認められたため、当該シャフトを修理	
14	その他	海生物処理設備曝気攪拌ブロワ(B)電動機のシャフト寸法測定時、負荷側及び反負荷側ジャーナル部に管理値外れが認められたため、当該シャフトを修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで